令和2年度からの医師臨床研修に関する権限移譲

医師法改正について

○ 平成30年の医師法改正により、臨床研修病院の指定権限や臨床研修病院の定員配分権限が都道府県へ移譲 (令和2年4月1日から改正法の該当規定が施行)

(改正内容)臨床研修病院の指定権限

○ 臨床研修病院の指定・取消、病院別定員設定の権限等、下表のとおり都道府県へ移譲(医師法第16条の2)

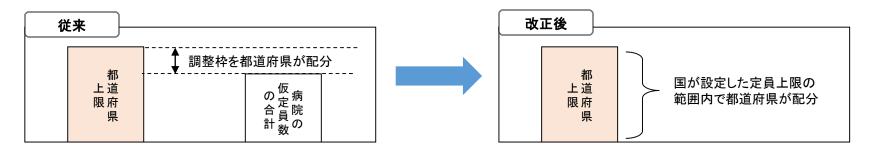
	厚労省本省、地方厚生局	都道府県
	(考え方)臨床研修制度の設計、研修の質の確保	(考え方)個別病院の指定、定員設定の事務
臨床研修病院の指定、取消	○(<u>指定基準</u> の策定)(※)	◎(<mark>個別</mark> 病院の指定)
臨床研修病院の定員設定	○(都道府県 <mark>上限</mark> の設定)	◎(<mark>個別</mark> 病院の定員設定)
年次報告書の受理	– (<u>*</u>)	©
研修プログラム変更等の受理	– (<u>*</u>)	©
指定継続にかかる訪問調査	- (<u>*</u>)	©
報告の徴収及び指示	©	©
研修医等からの相談対応	©	0
都道府県間の調整	©	_
臨床研修の質の観点からの調査	©	_
補助金の執行	©	_
臨床研修終了登録	©	_

[※]必要に応じて地方自治法第245条の4に基づく技術的助言を行う。

- ≪地域医療対策協議会の位置付け(医師法 第十六条の二) ≫
- 6 <u>都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、</u>医療法第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

(改正内容)臨床研修定員配分について

- 令和2年度実施の令和3年度開始臨床研修の定員配分から下記1~3の改正が適用
- 1 病院別の臨床研修募集定員数全体を都道府県が配分(医師法第16条の3第1項及び第3項)
- ≪従来≫ 国は都道府県ごとに募集定員の都道府県上限と病院別の仮定員数を設定。都道府県は両者の差分である調整枠を配分
- ≪改正後≫ 国は都道府県ごとに募集定員上限を設定。**都道府県は国が設定した定員上限の範囲内で病院別の定員を配分**



- 2 医師少数区域への配慮が法定(医師法第16条の3第4項)
- 都道府県による病院別臨床研修募集定員の設定にあたって、**医師少数区域の医師の数の状況に配慮することが法により義務付け**
- 3 募集定員上限の減少
- 国は、臨床研修医の地域的な適正配置を促す観点から、<u>臨床研修医の募集定員倍率を令和2年度研修の約1.1倍から令和7年度</u>研修では約1.05倍まで圧縮することを目指し、募集定員上限数を絞り込み

(令和2年度開始研修都上限 1,473 →令和3年度開始研修当初提示都上限 1,353)

- ただし、激変緩和措置として、前年度の採用数(≒内定数(マッチング+二次募集)-国家試験不合格者数)が、削減の上限
- ≪地域医療対策協議会の位置付け(医師法 第十六条の三)≫
- 5 都道府県知事は、第三項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。